

第5次焼津市障害者計画

フラツとピタツとやいづプラン

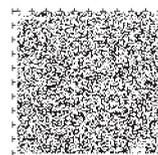
令和6年度～令和11年度



概要版



令和6年3月
静岡県 焼津市



▶ 計画策定の背景と趣旨

障害者計画とは、障害のある人の自立及び社会参加の支援等のための施策を総合的かつ計画的に推進するための基本的な方針を定めるために策定するものです。

焼津市では、前回計画（第4次焼津市障害者計画）を平成30年3月に策定しましたが、国の法律・制度の改正や社会情勢が変化しており、特に新型コロナウイルス感染症により障害のある人の暮らしは大きな影響を受けることとなりました。

そのため、計画を更新し、本市で進めるべき障害者施策の方向性や目標を示した「第5次焼津市障害者計画」を策定しました。

▶ 計画の位置づけ

本計画は、「障害者基本法」第11条第3項を法的な根拠としています。

また、本市の最上位計画である「第6次焼津市総合計画」、保健福祉分野の上位計画である「焼津市地域福祉計画」、その他の関連する計画を参考としました。国及び静岡県との計画との整合も図りました。

なお、障害福祉計画・障害児福祉計画は、障害者計画で定めた指針に基づき、障害福祉サービスの見込みやサービスの確保方策等を示す実施計画の位置づけとなります。

▶ 計画の期間

令和6年度を初年度とし、令和11年度までの6年間とします。ただし、国の法改正等の動向を踏まえ、必要に応じて見直しを行います。

▶ SDGs (SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS) との関連

SDGsは「誰一人取り残さない」多様性と包摂性のある社会を実現するために、令和12年(2030年)までの達成を目指す17の目標が掲げられています。

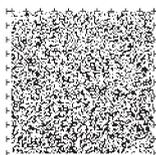
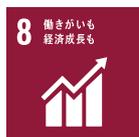
本市においても、「第6次焼津市総合計画」では施策との関連付けを行っており、障害者施策では、下記のとおり6つの目標を掲げています。

◎ 第6次焼津市総合計画における障害者施策に関連するSDGs

政策1 共に支え合い豊かに暮らせるまちづくり

1-4 共に生きる社会の推進

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



▶ 将来像及び計画の基本理念

近年は、発達障害や精神障害のある人が増加傾向にあり、また、本人や家族等の介助者の高齢化の進行、ダブルケアやヤングケアラーなど複合的な課題が増える一方で、福祉サービスの担い手不足など、障害のある人を取り巻く環境は複雑化しています。

こうした時代の中で、障害のある人やその家族等が自らの希望する将来像を思い描き、その将来像を実現できるようにするためには、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の構築が必要です。

以上を踏まえ、本計画の将来像及び基本理念を以下のとおりとします。

将来像

お互いを理解し尊重し合い、 全ての人が輝ける共生のまち 焼津

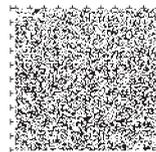


基本理念

誰もが互いの考えや想いを理解し尊重し合えるまちをつくる

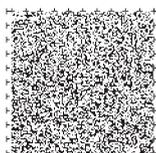
障害のある人に対して日常的に合理的配慮が提供されるまちをつくる

全ての人自立して自分らしく暮らせるまちをつくる



▶ 施策の体系

基本方針		施策
1	相互理解・相互尊重	(1) 啓発・広報活動の推進 (2) 地域福祉活動の推進
2	社会参加の促進	(1) 社会参加の促進支援 (2) 文化芸術活動、スポーツ活動等の振興 (3) 障害者交流の国際化の推進
3	療育・保育・教育の推進 重点施策	(1) 療育・保育の充実 (2) インクルーシブ教育に向けた環境整備
4	生活の安定と自立の支援 重点施策	(1) 経済的安定のための支援 (2) 就労支援体制の充実 (3) 福祉的就労の促進
5	福祉サービスの充実と保健・医療との連携 重点施策	(1) 相談支援の充実 (2) 虐待の防止、権利擁護及び差別解消の推進 (3) 地域生活を支えるサービスの充実 (4) 保健・医療との連携 (5) 感染症対策の推進 (6) 必要なサービス基盤の整備及び質の向上
6	生活環境の整備	(1) 福祉のまちづくりの促進 (2) 情報アクセシビリティの推進
7	防災・防犯対策の推進	(1) 防災対策の推進 (2) 防犯対策の推進



基本方針 1

相互理解・相互尊重

基本方針の考え方

全ての人々が、互いの権利や立場、さらには考え方や想いを理解し、尊重し合いながら地域の中で交流し、共に暮らせる地域共生社会のまちづくりを進めていきます。

施策の展開

(1) 啓発・広報活動の推進

「障害者週間」などを通じた啓発広報や、講演会の開催、市職員・教職員向けの研修などを行います。また、誰もが参加しやすい催し物を開催するなど、障害のある人とない人との交流機会の創出を図ります。

アクション① 啓発・広報活動の推進

アクション② 交流・ふれあいの促進

(2) 地域福祉活動の推進

学校における福祉教育の推進や特別支援学級・特別支援学校との交流など、地域福祉や共生社会の理解を深めるための取組を推進します。

また、地域福祉活動の担い手の育成やボランティア活動、障害者関係団体の活動支援などを行います。

さらに、見守り員^{※1}や民生委員・児童委員等で地域の組織づくりを推進するなど、地域における共助の取組を推進します。

アクション③ 福祉教育の推進

アクション④ ボランティア活動の推進

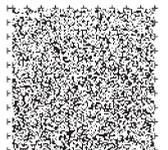
アクション⑤ 障害者関係団体の活動支援

アクション⑥ 地域組織との連携



※1【見守り員】

焼津市社会福祉協議会が地域住民との協働で進める見守り活動「だれもが安心して暮らせるふれあいネット」に協力する地域住民。



基本方針の考え方

一人ひとりの個性や能力を最大限に活かしながら、自分らしく生きがいをもって地域で暮らし、社会に参加できるようなまちづくりを進めていきます。

施策の展開

▶ (1) 社会参加の促進支援

誰もが地域社会の一員として地域住民とのつながりを持ちながら暮らしていけるように、地域行事や活動などへの参加支援を行います。

また、外出や移動をスムーズにするための外出支援や、円滑に意思表示やコミュニケーションを行えるような支援を推進します。

アクション⑦ 社会参加の促進支援

アクション⑧ 外出に対する支援の充実

アクション⑨ コミュニケーション支援の充実

▶ (2) 文化芸術活動、スポーツ活動等の振興

市民文化講座をはじめとする各種講座や講演会などへの参加を支援する体制整備や、図書館の利用環境の整備を推進するとともに、文化・芸術活動の成果を発表する場づくりや、文化芸術の鑑賞・体験等の機会の提供に努めます。

また、障害者スポーツの周知やスポーツ大会出場者への支援、ニュースポーツフェスティバルの開催など、スポーツ・レクリエーション活動の充実に努めます。

アクション⑩ 文化芸術活動及び生涯学習の充実

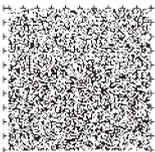
アクション⑪ スポーツ・レクリエーション活動の充実

▶ (3) 障害者交流の国際化の推進

国際的な障害者スポーツ団体とのつながりの構築や国際的な障害者スポーツの周知など、国内に限らず、様々な障害者団体と連携しながら障害者交流の支援を図ります。

アクション⑫ 国際的な団体とのつながり

アクション⑬ 国際標準の交流の促進



基本方針の考え方

発達の気になる子どもの能力と可能性を伸ばすとともに、地域や学校において個々の発達の状態や特性に応じて、共に学びながら成長できるインクルーシブ教育の構築に向けて環境整備を進めます。

施策の展開

▶ (1) 療育・保育の充実

障害のある児童という視点にとらわれず、一人の子どもとして、それぞれの特性や心身の状態に応じたきめ細かな療育・保育が行われるように、こども家庭センターをはじめとする関係各課・機関、事業者、地域等が連携し、療育・保育・教育環境の充実を図ります。

また、保育所・幼稚園への児童の受入れ体制を整備するため、職員の研修支援や施設整備などを図ります。

アクション⑭ 早期発見・早期療育体制の充実

アクション⑮ 保育所・幼稚園の体制の充実

▶ (2) インクルーシブ教育※2に向けた環境整備

地域や学校において、子どもたちが地域の多様な人と関わりを持ち、様々な経験を重ね、共に学ぶことは、全ての子どもの自立と社会参加にもつながるため、インクルーシブ教育システムの整備に取り組みます。

また、教育相談や巡回相談、進路指導など相談体制の充実や、通級教室の充実などに努めます。

さらに、障害のある児童・生徒の放課後支援の充実や公共施設の活用促進を図ります。

アクション⑯ 教育相談・就学支援の充実

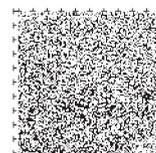
アクション⑰ インクルーシブ教育のための環境の充実

アクション⑱ 放課後や休日の居場所づくり



※2【インクルーシブ教育】

障害の有無に関わらず、全ての子どもが共に学ぶことを理念とする教育。この教育の推進にあたっては、一人ひとりの児童・生徒が、それぞれのニーズに応じて適切な指導を受けられるようにする必要がありと考えられている。



基本方針 4

生活の安定と自立の支援

基本方針の考え方

地域で自立した生活を営めるように、本人の就労の希望を踏まえながら、それぞれの適正や能力に応じた多様な就労機会の確保や多様な働き方の支援を進めます。

施策の展開

▶ (1) 経済的安定のための支援

地域で自立した生活が営めるよう、年金や各種手当、経済的負担の軽減等により、経済的自立を支援します。

アクション⑱ 手当や年金等の給付
アクション㉑ 工賃向上への支援

アクション㉒ 減免・割引制度の利用支援

▶ (2) 就労支援体制の充実

それぞれの適性に応じた能力を発揮できるように、事業主の障害者雇用への理解の促進や就労支援サービスを活用し、障害のある人の自立を支援していきます。

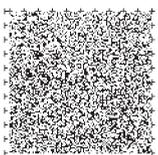
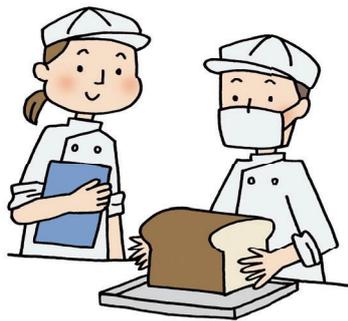
アクション㉓ 雇用の促進支援
アクション㉔ 障害者雇用機会の拡充

アクション㉕ 就労の支援体制の充実

▶ (3) 福祉的就労の促進

障害のある人自身の就労に関する希望を踏まえながら、福祉的就労の場の充実や農福連携による就労支援の検討など、多様な就労の場の確保に向けて取り組みます。

アクション㉖ 福祉的就労の促進



基本方針の考え方

本人が望む自立した地域生活を営めるように、家族等の支援者への支援も含めた分野横断的な連携による継続的な支援体制の構築を進めます。

施策の展開

▶ (1) 相談支援の充実

障害のある人とその家族等の支援者の地域での暮らしを将来にわたって支えるため、相談支援の充実や、複合的な課題に対応する「困りごとマルっとサポートセンター^{※3}」での支援など、分野横断的な支援に取り組みます。

アクション⑳ 相談支援体制の充実

▶ (2) 虐待の防止、権利擁護及び差別解消の推進

虐待防止など権利擁護に係る取組や、差別の解消及び合理的配慮の提供の一層の浸透を目指します。

アクション㉑ 虐待防止と早期対応 アクション㉒ 権利擁護の推進 アクション㉓ 差別解消の推進と合理的配慮の提供

▶ (3) 地域生活を支えるサービスの充実

障害のある人の地域生活を支えるため、広域での連携も含めて福祉サービス等による支援体制の充実に取り組みます。

アクション㉔ 地域生活支援体制の充実

アクション㉕ 地域移行の推進

▶ (4) 保健・医療との連携

保健・医療サービスが利用しやすくなるように、医療機関等への協力要請や医療費の助成などに取り組みます。

アクション㉖ 保健・医療サービスの利用促進

アクション㉗ 精神疾患等の支援の充実

アクション㉘ 難病支援の充実

▶ (5) 感染症対策の推進

感染症の発症を予防するワクチン接種の促進や、事業所等における感染対策の促進などを推進します。

アクション㉙ 感染症対策の推進

▶ (6) 必要なサービス基盤の整備及び質の向上

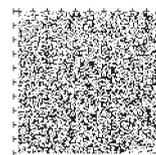
良質のサービスを持続的に提供できるように、人材の確保・育成や、サービス現場の生産性の向上など、県と連携して取り組みます。

アクション㉚ サービスの量の確保と質の向上

アクション㉛ 人材の確保・育成とサービス現場の生産性の向上

※3【困りごとマルっとサポートセンター】

権利擁護支援の中核機関を含む各種福祉の中核機関を統合した総合中核機関。



基本方針 6

生活環境の整備

基本方針の考え方

日常生活や社会参加などを阻むバリア（障壁）の除去やアクセシビリティの向上を図り、障害のある人に配慮したまちづくりを総合的に進めます。

施策の展開

▶ (1)福祉のまちづくりの促進

障害のある人が社会のあらゆる分野に参加し、活動していけるように、生活の基盤となる住まいの確保・充実や、バリアフリーやユニバーサルデザインに配慮された公共施設や道路・交通環境の整備など、さまざまな場面におけるバリア（障壁）の除去に取り組みます。

アクション⑳ 住まいの場の充実

アクション㉑ 公共建築物の整備

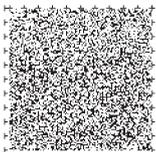
アクション㉒ 広範な公共施設の整備

アクション㉓ 福祉のまちづくりのための啓発

▶ (2)情報アクセシビリティ※4の推進

障害のある人の意思を尊重し、社会参加にあたって必要とする情報の取得や情報の利用が円滑に行えるように、情報アクセシビリティの向上に取り組みます。

アクション㉔ 情報アクセシビリティの推進



※4【アクセシビリティ】

施設・設備、サービス、情報、制度等の利用のしやすさのこと。

基本方針の考え方

障害のある人が災害や犯罪の被害に巻き込まれることのないように、誰もが地域で安全・安心に暮らせるまちづくりに向け、防災・防犯対策を強化します。

施策の展開

▶ (1) 防災対策の推進

障害のある人が災害時に取り残されることのないように、避難行動要支援者制度の推進や防災訓練の実施など、地域の協力を得ながら災害時の支援体制の強化に取り組みます。

あわせて、緊急時の情報伝達体制の充実や、避難所の環境整備、福祉避難所の充実などに取り組みます。

アクション④③ 災害への備えの推進

アクション④④ 障害のある人に配慮した支援体制の整備

アクション④⑤ 避難行動要支援者の把握と支援体制の充実

アクション④⑥ 避難所における配慮

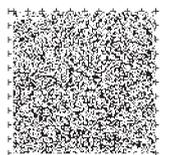
アクション④⑦ 在宅避難のための支援

アクション④⑧ 在宅避難時の支援

▶ (2) 防犯対策の推進

障害のある人を犯罪被害や消費者被害から守るため、啓発活動や地域の見守り、緊急時の通報など、犯罪被害の発生・拡大の防止を図ります。

アクション④⑨ 犯罪やトラブル防止のための啓発



▶ 計画の推進体制

1 庁内連携体制の強化

本計画は、保健、医療、福祉のみならず、教育、住宅、まちづくりなど、多岐にわたる分野にも関わる計画のため、庁内の関係各課との連携を強化し、計画の着実かつ効果的な推進を図っていきます。

2 地域における各関係機関・団体、企業との連携

行政だけではなく、地域住民や地域における各関係機関・団体、企業の協力が必要なため、相互の連携を強化しながら計画の推進を図っていきます。

3 焼津市障害者自立支援ネットワークの充実

「焼津市障害者自立支援ネットワーク」の各専門部会では障害福祉関係機関のネットワークづくりや様々な支援を必要とする事例の検討などを行い、全体会議では地域資源の整備など各専門部会だけでは解決できない課題について審議・検討し、施策への反映を行っていきます。

地域における総合的な支援ネットワークとして機能強化を図るために、各専門部会を課題別やプロジェクト別の体系に構築し、関係機関などとの情報共有や連携の強化を図っていきます。

4 計画の進捗管理

計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）のPDCAサイクルによって本計画の進捗管理を図り、当事者・親等・支援者・行政が一体となって障害者施策を推進していきます。

また、「焼津市障害者自立支援ネットワーク」の全体会議において、定期的に計画の進捗状況の報告を行い、障害のある人や障害福祉関係者などの意見を反映します。



第5次焼津市障害者計画 概要版

発行日：令和6年3月

発行：焼津市

編集：焼津市 健康福祉部 障害福祉課

〒425-8502 焼津市本町二丁目16番32号

TEL：(054) 631-5532

(054) 626-1127

FAX：(054) 626-2189

